

刑事司法における制度改革と検察の取組について

広島高等検察庁検事長 鈴木 芳 夫

1 はじめに

今回の司法制度改革において国会で成立した法律は、新規立法が12本、改正法が13本で、改正法によって改正された関係法律は180を超えます。

「総合法律支援法」, 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」, 「裁判の迅速化に関する法律」など、いずれも我が国の司法の根幹、ひいては国の有り様にもかかわるもので、刑事司法の分野では、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員制度、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」に基づく被疑者国選弁護制度、公判前整理手続、即決裁判手続等が創設されることになりました。

私ども検察では、最高検察庁を始め全国の高検及び地検に司法制度改革実施推進本部を設け、刑事司法における制度改革の円滑な実施に向け全庁で取り組んでいるところですが、実務における最大の課題は、何といたっても実施まであと2年半に迫った裁判員制度でありますので、まず裁判員制度から話を進めさせていただきます。

2 裁判員制度

裁判員制度は、殺人等の重大犯罪について事件ごとに裁判員に選任された国民が裁判官と協働して事実認定及び量刑を行うという、我が国独自の制度設計になるものでありまして、平成21年5月までに施行されることになっています。

本年3月、最高検察庁は、裁判員裁判対象事件の捜査及び公判遂行の在り方に関し、検察としての基本的な考え方を取りまとめ、これを検察試案として公表しました。簡単にその概要を紹介させていただきます。

・ 裁判員裁判の運営に関する検察の基本的な考え方

まず、裁判員裁判の運営に関する検察の基本的な考え方ですが、裁判員制度の下においても、実体的真実の解明が良質な刑事裁判の要諦であることに変わりはないと考えております。我が国の刑事裁判は、刑事訴訟法第1条に謳われていますように、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにより、国民の高い信頼を得てまいったのでありまして、裁判員制度は、このような刑事裁判に対する国民の信頼の上に立ち、裁判内容に国民の感覚が反映されることによって、刑事裁判に対する国民の理解と支持が一層深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることを目的として導入されたものであるからです。

他方、裁判員となる一般の国民の皆さんは、もとより法律の専門家ではありませんし、刑事裁判にも不慣れですので、私たち実務法曹、取り分け立証責任を負う私ども検察官

には、裁判員の皆さんに公判審理の内容を十分に理解してもらい、適正な心証を形成してもらえるように努める必要があると考えております。

そのためには、裁判員の皆さんの物理的・心理的な負担をできるだけ軽減しなければなりませんし、また、裁判員の皆さんが法廷外で刑事裁判記録を読むことによって心証を形成するというのを期待するのは難しいと思われまので、公判廷において適切な主張・立証を尽くすことが極めて重要になってきます。

そうしますと、検察官は、公判廷において、①分かりやすく、②迅速かつ効率的で、③しかも遺漏のない的確な主張・立証という、一見併立させ難い三つの要請のいずれをも実現しなくてはなりません。しかし、これはかなり難しい事柄でありまして、これを実現するには、従来の主張・立証の在り方を全面的に洗い直し、必要なものは見直しをしていかなければならないと考えています。

検察試案は、このような基本的な考え方に立って、これを実現するための具体的な諸施策を提言している次第です。

・ 検察試案の試行状況

全国地検では、本年5月から、検察試案に基づき、裁判所、弁護士会、警察等関係諸機関の理解と協力を得ながら、各地の実情に応じ、適宜最高裁試案等による他の方法も工夫しつつ、裁判員裁判の対象となる実際の事件の捜査・公判や模擬裁判において、具体的な方策を積極的に試行していますので、その状況を紹介させていただきます。

ア 公判前整理手続

まず、裁判員裁判が円滑に行われるためには、公判前整理手続において、適切な争点と証拠の整理が行われ、連日的開廷による充実した迅速な審理計画が策定される必要があります。この公判前整理手続は、既に昨年11月から、裁判員裁判の対象となる事件を中心として、全国の地裁で実施されていまして、各地検では公判前整理手続において充実した迅速な審理計画が策定されるように、①適切な主張・立証事実の設定、すなわち事案の本質的・実質的な部分を中心とする事実への絞り込み、②真に必要なかつ最小限の証拠の厳選、③適切妥当な証明予定事実記載書面の提示と適切な証拠開示などを実践しています。

イ 公判審理

そしてまた、その後の公判審理におきましても、①分かりやすくポイントを絞った冒頭陳述・論告、②立証の必要に応じた適切な証拠書類の作成、例えば、実況見分調書や鑑定書の抄本化、③証拠書類の実質的な内容を分かりやすく、迅速かつ的確に公判に顕出、④十分な事前準備とポイントをついた証人尋問、⑤裁判員が理解しやすいような証拠の選択と証拠調べの順序、⑥個々の事案ごとに血の通った裁判の実現、被害者等への配慮などに留意し念頭に置きつつ、公判活動を行っています。

ちなみに、仙台高裁管内の6つの地裁で、昨年11月から本年8月までに公判前整理手続に付された事件は56件ありますが、このうち一審判決に至った24件をみますと

① 平均の公判回数（判決期日を含む）は、2.4回（最小2回、最多6回）

② 起訴から一審判決までの間隔は、平均110日（最短46日、最長255日）

となっております。公判前整理手続及びその後の公判審理が順調に行われていることがうかがえます。

ウ 口頭表現能力の向上策

また、従来の書面中心の公判活動からの脱却や難解な専門用語の平易化に取り組む中で、検察官が分かりやすいしゃべり方やパワーポイントを利用したプレゼンテーションのやり方について専門家から指導を受け、これを実際の公判で実践しながら、法廷傍聴を依頼した民間のモニターの方々から批評や意見を受けるなど、口頭表現能力の向上に努めています。

エ 自白の任意性の効果的・効率的立証

さらに、最高検察庁は、本年5月、裁判員裁判における被疑者供述の効果的・効果的な任意性立証の在り方に関し、検察官による被疑者取調べの一部の録音・録画の試行を実施することを公表しました。

これは、検察官が、立証責任を有する公訴官としての立場から、被告人の自白の任意性を、裁判員に分かりやすく、効果的・効率的に立証するための方策を検討する一環として試行するもので、①裁判員裁判対象事件のうち、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、②取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分を選別して行うものです。したがって、いわゆる取調べの可視化論とは別次元の話であります。

・ 啓蒙広報活動

ところで、検察試案からは離れますが、これまでの内閣府や最高裁による世論調査によりますと、裁判員制度が司法の国民的基盤を更に強固なものとして確立するための制度であるにもかかわらず、国民の6～7割が裁判員として刑事裁判に参加することに消極的な態度を示しているとのことでありまして、政府では、内閣府・法務省を中心に全国各地で裁判員制度シンポジウムを開催するなどの啓蒙広報活動に努めているところで、仙台では本年1月に実施され、来月には青森で予定しております。

全国の検察庁においても、裁判所及び弁護士会と協力しながら、検事総長以下全職員が広報官との認識の下、総力を挙げて裁判員制度の「草の根広報活動」を展開しています。インターネットの「検察庁」掲示板には、各地・高検ごとに地元の実情にマッチした裁判員制度の紹介や質疑応答を掲載したり、中村雅俊監督・主演の広報ビデオを各図書館・公民館に備え付け、あるいは貸し出すなどしています。

3 即決裁判手続

それでは次に、即決裁判手続についてお話をさせていただきます。

即決裁判手続は、刑事裁判の迅速化を図るために、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる、いわゆる法定合議事件以外の明白・軽微な事件について、被疑者の同意等を要件として、検察官が勾留期間内の起訴と同時に申立てを行い、起訴から14日以内に、簡略・効率化した公判審理を経て罰金判決又は懲役若しくは禁錮の執行猶予付き判決が言い渡される手続でありまして、本年10月2日に施行されました。

年間約13万件の公判請求事件の1割に当たる約1万3000件が対象事件として試算されていますが、当面は、簡易な薬物の所持・使用事件、不法滞在・残留事件、現行犯逮捕の万引事件等が中心となる見込みです。

従来ですと、争いのない軽微な事件の審理日数が起訴から判決まで平均2.6月かかっていたのに比べますと、格段に短縮されることになります。

検察庁では、その円滑な実施に向けて裁判所及び弁護士会と協議を行うなど準備を進めてきましたが、仙台高裁管内では、先般、仙台地検が大麻取締法違反事件で初めて即決裁判手続の申立てを行いました。

本年10月2日に施行されました被疑者国選弁護制度は、当面の対象事件を、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件に限っていますが、平成21年5月までには、これが死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件、いわゆる必要的弁護事件にまで拡大されますので、捜査段階における弁護活動の更なる活発化により、即決裁判手続に付される事件が増加していくものと思われれます。

それでは予定の時間もまいりましたので、この辺で終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。